

富山県地域防災計画改定案に対する意見募集の結果

1 募集期間

平成29年3月1日（水）から平成29年3月24日（金）まで

2 募集方法

閲覧場所：富山県ホームページ

県庁（県民サロン、県情報公開総合窓口、防災・危機管理課）

各地方県民相談室（高岡、魚津、砺波）

県立図書館

意見の提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メール

3 意見提出者数 2名（郵送1名、ファクシミリ1名）

4 提出された意見の件数 6件

5 意見の要旨と県の考え方 別紙のとおり

○ 富山県地域防災計画改定案に対するご意見及び県の考え方

| 意見の概要 | 県の考え方 |
|--|--|
| <p>地震・津波災害編</p> <p>第1章第4節 社会構造の変化への対応</p> <p>富山県における社会環境の推移で、項目「電話加入数」は、固定電話及び携帯電話並びにスマートフォンかどうか明示することも必要です。後者が含まれていなければ参考データとして追加することも重要です。</p> | <p>「電話加入数」は、固定電話の加入数を記載していますので、その旨を明記し、「固定電話加入数」とします。</p> <p>また、携帯電話やスマートフォンが普及している現状を踏まえ、「携帯電話契約数」の欄を設け、その契約数を追記します。</p> |
| <p>地震・津波災害編</p> <p>第1章第6節 本県における津波</p> <p>「浸水深5mを超える区域は、沿岸から概ね10m以内で、沿岸のごく一部の地域に限られる」という表記は、他の地域は危険ではないという誤解を与えるのではないか。</p> | <p>地震対策部会の専門委員からも同様の指摘がありましたので、</p> <p>「※「3m以上5m未満」→沿岸から概ね20m以内(一部の地域で最大200m)</p> <p>「1m以上3m未満」→沿岸から概ね200～300m以内(一部の地域で最大400m)」を追記します。</p> <p>また、浸水想定図についても、上記の浸水深の区分を判別しやすくするため、区分ごとに赤・青・緑色のアウトラインで囲むこととします。</p> |
| <p>地震・津波災害編</p> <p>第3章第2節 情報の収集・伝達</p> <p>津波警報等を市町村から住民に伝達される系統となっているが、地震から最短1分で津波が到達するとされているなかで、市町村職員が庁舎に集合して避難指示等を発令する時間はない。津波警報等が発令されたら、まず逃げるよう県民に指導すべきであり、津波警報等が発表された場合に通知されるスマートフォンアプリや登録制メールもあるので、そういった事項も地域防災計画に記載すべきではないか。</p> | <p>ご指摘の「情報配信事業者による津波警報等の伝達」については、現行の地域防災計画において、次のとおり津波に関する情報の迅速かつ的確な伝達と伝達手段の多重化について記載しており、現状を踏まえ、新たに津波警報等伝達系統図に「ホームページ・情報配信事業者」を追記します。</p> <p>-----</p> <p>津波に関する情報は、危険地域に対して迅速に周知する必要があるため、関係機関は、「津波警報等伝達系統図」により、迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>津波警報等の伝達にあたっては、走行中</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> |
| <p>風水害編 第2章第21節 火山応急対策 噴火警報等を県からも住民に対して情報伝達される系統となっているが、どのような手段で情報伝達が行われるのか。</p> | <p>県からは、県のホームページ（富山防災WEB）により情報を伝達しますので、噴火警報等伝達系統図に「ホームページ」を追記します。</p> |
| <p>風水害編 第2章第21節 火山応急対策 噴火警報等を市町村から住民に情報伝達する系統図となっているが、市町村は了解しているのか。書面で了解を得ているのか。</p> | <p>噴火警報等伝達系統図については、気象庁や自治体等で構成する火山防災協議会において協議を行い、了解を得ております。</p> |
| <p>風水害編 第2章第21節 火山応急対策 噴火速報が発表された場合、通知されるスマートフォンアプリや登録制メールもあるので、そういった事項も地域防災計画に記載すべきではないか。</p> | <p>噴火速報を含む噴火警報等については、気象庁ホームページや情報配信事業者を通じて伝達されるため、噴火警報等伝達系統図に「ホームページ・情報配信事業者」を追記します。</p> |